

労審発第780号

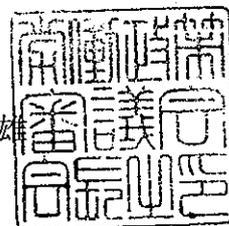
平成27年2月27日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成27年2月27日付け厚生労働省発職派0227第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙1「記」及び別紙2「記」のとおり。

平成 27 年 2 月 27 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 27 年 2 月 27 日付け厚生労働省発職派 0227 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 27 年 2 月 27 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 阿部 正浩

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 27 年 2 月 27 日付け厚生労働省発職派 0227 第 2 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 27 年 2 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業能力開発分科会

分科会長 小杉 礼子

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 27 年 2 月 27 日付け厚生労働省発職派 0227 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。